新居浜市まちづくり協働オフィス　登録・利用について

平成 29 年 4 月 1 日から

Q.まちづくり協働オフィスって
どんなところ？

A.『みんなで考え、みんなで行動する元気なまちづくりを市民と
行政が協働して進めるために設置された市民の広場』です。

■　登録における条件・注意事項　■

主に新居浜市内で公益的な活動を行う 3 名以上の民間団体であれば登録は可能です。ただし、次のような場合はご登録・ご利用のお断りをさせていただく場合がございます。

営利目的と考えられるとき　/　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体であるとき
特定の公職者（候補者を含む）または政党の推薦、支持、反対などを目的とするもの
暴力団、あるいは暴力団やその構成員等の統制下にあるもの
その他、オフィスの設置目的に反する行為、オフィス利用者に迷惑を及ぼす行為があった場合

オフィスに提出いただきました団体情報は、ホームページ等で公開させていただきます。連絡担当者などについて非公開を希望・公開から非公開に変更される場合は、オフィスまでご連絡ください。

■　その他　■

・オフィスのある新居浜市市民文化センターは全館禁煙です。
・会議や作業など、オフィス利用に伴う飲食は可能です。ただし、飲食を主たる目的とした利用はお断りいたします。
・休館日、時間外に利用される場合は、各団体にて鍵の開閉をお願いしております。使用する前日（または当日）のスタッフ滞在時間内にオフィスまで鍵を取りに来てください。
鍵は、使用した翌日（翌日が休館日の場合は直近の平日）にオフィスまで返却ください。

新居浜市まちづくり協働オフィス
開館時間：(平日) １０:００～１７:３０
休館日：土曜・日曜・祝日・お盆（8/14～16）・地方祭（10/16～18）・年末年始（12/29～1/3）
〒792-0023　新居浜市繁本町８番 65 号　市民文化センター別館 1F
TEL　0897-65-3158　/　FAX　0897-65-3157
MAIL　info@niihama-kyodo.jp　/　URL　http://niihama -kyodo.jp

施設の利用について

協働オフィス内

●ミーティングスペース…最大約３０名利用可能
●作業スペース……最大８～９名利用可能

大島交流センター3階

●教室……最大約４０名利用可能
●図書室…最大約４０名利用可能
エアコン・スクリーン設備（図書室のみ）

（予約方法）
利用したい月より半年前から予約可能です。電話・ＦＡＸ・窓口・メールにて受け付けております。

生涯学習センター

●研修室…最大約５０名利用可能（マイク、プロジェクター貸出可能）

（予約方法）
利用日の２カ月前より受付可能ですが、生涯学習センターの講座使用が優先となります。部屋に空きがあればご利用できますので、ご希望日時をオフィスまでお問い合わせください。

機材の貸し出し

ノートパソコン、デジタルカメラ、プロジェクター、スクリーンを無償で貸し出しております。
また、オフィス内にて紙折り機、シュレッダー、ロッカー（鍵付き/鍵なし）もご利用いただけます。
※ロッカー使用時はオフィスに要申込

展示スペース

各団体の活動内容、作品などを下記場所にて展示していただけます。展示期間は最長１カ月です。アピールする場としてぜひご活用ください。

・オフィス内展示コーナー
・ザ・ビッグ松神子店　休憩スペース
・伊予銀行　登道支店

代行業務について

●チケット販売
登録団体主催・共催のイベントチケットの販売を代行します。（手数料無料）イベント内容によっては代行できない場合もございますので、チラシやポスターを作成する前に必ずオフィスに確認をお願いします。

●物品販売
運営資金を目的として作成した作品や物品などの販売を代行しております。（手数料無料）

●受付代行
イベント等の受付や、ボランティアスタッフなどの問い合わせ先などを協働オフィスで代行いたします。情報を把握するためにもチラシなどを配布する前に必ずオフィスに申し出てください。

皆さんの活動で、新居浜をもっと活気あふれるまちにしよう！